石岡市企業管理告示第19号

一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）を行うので，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定により，次のとおり公告する。

令和８年11月17日

石岡市長　戸井田　和之

１　入札に付する事項	
件名	令和8年度　柿岡地内水管橋布設替工事
工事場所	石岡市　柿岡　地内
工事概要	管路布設替工事　　L=50.96m　φ150mm ・ポリエチレン管（水管橋部）　L=28.00m ・ポリエチレン管（地中埋設部）L=22.80m
工期	契約日の翌日から90日間
予定価格	金31,010,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	設定する。
	本工事の最低制限基本価格は「土木工事等」として算出する。 最低制限基本価格 金28,100,000円（消費税及び地方消費税を含まない） （上記基本価格にランダム係数を乗じて最低制限価格を算出） （石岡市ホームページ内「石岡市建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領　（令和３年石岡市告示第 561 号）」参照）
発注担当課	生活環境部　水道課

２　競争参加資格 この工事の競争参加資格は，開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
（１）入札参加資格	入札参加資格は次のアからオの要件を満たす者とする。 ア　令和７・８年度石岡市建設工事入札参加有資格者名簿に登載されており，水道施設工事に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。 イ　令和７・８年度の「石岡市入札参加資格審査申請（建設工事）」の際に提出した経営規模等結果通知書・総合評定値通知書において，水道施設工事の総合評定値が630点以上であり，かつ水道施設工事の完成工事高を有すること。

	ウ　水道施設工事に係る特定又は一般建設業の許可を有すること。 エ　石岡市水道事業指定給水装置工事事業者の登録があり，かつ，令和８年度漏水当番事業者として指定されていること。 オ　石岡市，国（公社，公団を含む。）又は他の地方公共団体が発注した同種工事を，平成28年4月1日以降に元請として完了させた実績を有すること。 同種工事：送配水管布設工事
（２）所在地要件	石岡市内に本店を置き継続して２年以上経過していること。かつ，その本店が建設業法に基づく主たる営業所であること。
（３）経営事項審査	建設業法第27条の23に規定する「経営事項審査」について，公告日から落札者が決定する日までの間において，受審した経営事項審査が有効であること。
（４）手持ち工事の数	石岡市の発注する手持ちの工事件数（随意契約を除く。）が３件以内であること。 入札を落札し手持ちの工事件数（随意契約を除く。）が３件をこえたときは，その入札以降に開札された入札を落札することはできない。
（５）同時落札制限	次の入札を落札したものは，この入札を落札することが出来ない。 令和8年度　根小屋配水管布設替工事
（６）手持ち工事の制限	石岡市の発注する水道施設工事の手持ちの工事件数（随意契約を除く。）が１件以内であること。 工種：水道施設工事 同一工種の手持ちの工事が２件の場合，この入札を落札することはできない。手持ちの工事件数は，入札落札時に加算するものとし，当該工事の検査合格時に減算する。
（７）技術者の配置	建設業法に基づき技術者等を適正に配置できること。
（８）事業協同組合等の取扱い	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号），中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）が参加する場合は，当該組合が(1)の要件を満たし，かつ組合員が(2)の要件を満たしていること。
（９）共通事項	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（１参照）

３　設計図書等の閲覧	
（１）閲覧期間	公告日から令和８年12月15日（火）午後５時まで
（２）閲覧方法	入札情報サービス（ＰＰＩ）よりダウンロードすること。

４　質疑及び回答	
（１）質疑受付日時	公告日から令和８年11月24日（火）午後５時まで
（２）質疑提出先及び方法	質疑をする際，入札情報サービス（ＰＰＩ）又は石岡市ホームページから様式をダウンロードし，下記の電子メール又はファクシミリ番号へ送信すること。送信後，下記の電話番号へ送信の確認をすること。なお，持参による提出も認める。 生活環境部　水道課 電子メール　suidou@city.ishioka.lg.jp ファクシミリ番号　0299-43-1119 電話番号　0299-43-1118
（３）回答日時及び方法	令和８年11月25日（水）までに，質疑者に回答するとともに，石岡市ホームページにおいて公表する。
（４）共通事項	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（３参照）

５　入札参加申請 本入札に参加するものは，次の方法により参加申請をしなければならない。	
（１）申請方法	電子入札システムによる。 ただし，電子入札システムによる申請がし難い場合には，「紙入札参加届出書」を提出し，石岡市の承認を得た場合のみ参加を認める。
（２）申請期間	令和８年11月18日（水）午前９時から 令和８年11月26日（木）正午まで 開庁日のみ（土・日・祝日を除く） （平日の開庁時間：午前8時30分～午後5時15分）
（３）提出方法	電子入札システムにより電子ファイル（ダミーファイル）を提出すること。紙入札方式参加届出書の提出方法は，日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便（一般書留又は簡易書留）による提出，電子メールによる提出，ファクシミリによる提出，若しくは持参による提出のいずれかの方法とする。 提出先 郵便番号315-0116 茨城県石岡市柿岡648番地2 石岡市役所　生活環境部　水道課 電子メール　suidou@city.ishioka.lg.jp

	ファクシミリ番号　0299-43-1119 電話番号　　0299-43-1118

6　入札方法等	
（１）入札方法	電子入札システムによる。 ただし，電子入札システムによる入札がし難い場合は，書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）ができる。 提出方法は，日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便（一般書留又は簡易書留）による提出，若しくは持参による提出のいずれかの方法とする。 また，紙入札の場合，石岡市が指定する様式「入札書（紙入札用)」を使用し，「くじ番号」を記入のうえ，記名をすること。「くじ番号」の記入が無かった場合には「000」として扱うものとする。
（２）入札書等の受付期間	令和８年11月27日（金）正午から 令和８年12月14日（月）正午まで 開庁日のみ（土・日・祝日を除く） （平日の開庁時間：午前８時30 分～午後５時15分）
（３）入札時の添付書類	電子入札システムにより電子ファイル（ＴＩＦＦ 形式）で提出すること。 ア　積算内訳書(電子入札システムによる電子ファイルでの添付を原則とする。ただし，事前に承諾を得た場合には日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便（一般書留又は簡易書留）による提出，若しくは持参による提出のいずれかの方法により提出すること。提出は封筒に入れ封緘し，封筒には，工事件名，入札日，会社名の記載があること）
	紙入札の場合（封筒に入れ封緘すること） ア　入札書（紙入札用） イ　積算内訳書
（４）紙入札の添付書類提出先	・郵便（一般書留又は簡易書留）による提出の場合 郵便番号315-0116 茨城県石岡市柿岡648番地２ 石岡市役所　生活環境部　水道課　あて （ポストに投函はしないでください。郵便局の窓口にお出しください。） ・持参による提出の場合 茨城県石岡市柿岡648番地２ 八郷水道事務所　２階　水道課事務室

	※封筒には，工事件名，入札日，会社名の記載があること。
（５）共通事項	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（５参照）
（６）その他	提出する積算内訳書には，住所，商号又は名称及び氏名を記載し，押印は不要とする。ただし，記載のない積算内訳書を提出したものが提出した入札書は「無効」とする。

７　入札（開札）	
（１）入札（開札）日時	令和８年12月16日（水）午前10時10分
（２）入札（開札）場所	石岡市役所　八郷水道事務所　２階　会議室 茨城県石岡市柿岡648番地２
（３）入札（開札）の立会い	開札の際の立会いを希望する場合は，当該入札案件の入札参加者とし，令和８年12月15日（火）午後３時までに「入札（開札）立会い希望申請書」を生活環境部水道課へファクシミリで送信すること。 　ファクシミリ番号　0299-43-1119 なお，会場準備の都合により，立会は原則１社１名とする。入札参加者が立会いできない場合は，地方自治法施行令第167条の８第１項の規定により，当該入札事務に関係のない職員が立会うこととする。
（４）入札結果の公表	落札決定後（事後審査後）に，入札情報サービス（ＰＰＩ）にて入札結果を掲載する。

８　落札候補者の決定	
（１）落札候補者	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（10参照）

９　落札候補者の事後審査	
（１）提出期限	落札候補者通知があった日の翌日まで（※ただし，翌日が土曜日，日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその翌日とする。）
（２）提出書類及び方法	ア　一般競争入札参加申請書 イ　建設業の許可証明書の写し又は一般建設業（又は特定建設業）の許可について（通知）の写し ウ　最新の経営事項審査結果通知書の写し エ　配置予定者の現場代理人及び主任（監理）技術者の雇用を確認する書類 オ　配置予定者の主任（監理）技術者の資格等を確認する書類 カ　営業所技術者等証明書の写し又は専任技術者証明書の

	写し，経営業務の管理責任者証明書の写し キ　情報通信機器の活用等による兼任制度により主任技術者又は監理技術者を兼任させる場合，人員の配置を示す計画書 ク 組合の定款（組合のみ） ケ 組合員・組合役員等が記載された「協同組合・組合員名簿」（組合のみ） 上記の書類を，電子メールによる提出，ファクシミリによる提出，若しくは持参による提出のいずれかの方法により，生活環境部水道課へ提出すること。 電子メール　suidou@city.ishioka.lg.jp ファクシミリ番号　0299-43-1119

10　落札者の決定	
（１）落札者の決定方法	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（12参照） ただし，有効な入札を行った全ての入札参加者の入札価格が最低制限価格を下回った場合は，無作為（ランダム）係数の下限1.0000を適用し算出した価格を最低制限価格として置き換えるものとする。 なお，最低制限価格を置き換えた場合でも全ての入札参加者の入札価格が最低制限価格を下回った場合は，不調とする。

11　入札保証金及び契約保証金	
（１）入札保証金	免除
（２）契約保証金	要する。（契約金額の１／10以上の額とする。）ただし，利付国債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また，公共工事履行保証証券による保証を付し，又は履行保証保険契約の締結を行った場合は，契約保証金を免除する。

12　前金払及び中間前金払
公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社と前金払の保証契約を締結した場合は，請負代金の4割で計算した金額以内の前金払を請求できる。 中間前金払の認定を受け，保証事業会社と中間前金払の保証契約を締結した場合は，請負代金のうち，２割以内の中間前金払を請求できる。

13　その他
（１）入札に参加するために必要な資格等については，本入札公告に定めるもののほか，入札公告共通編によるものとする。 （２）契約にあたっては，契約書の作成を要する。 （３）この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき，分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 （４）契約締結後，コリンズの登録をすること。